

清 掃 業 務 仕 様 書

1 対象施設等

野田市春風館道場内及び敷地内

建物：木造平屋建て

敷地面積：1,153.48 m²

柔剣道場建築面積：297.28 m²

弓道場(射場)建築面積：50.10 m²

2 業務内容

(1) 日常清掃

清掃箇所	清掃の内容
剣道場、事務室、廊下、 弓道場等（床部）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気掃除機で除塵する。 ・汚れのひどいときは、水拭きを又は洗剤液を用いて拭く ・部屋の整理整頓をし、常に清潔に保つ
柔道場、女子更衣室 （畳部）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気掃除機で除塵する。 ・汚れのひどいときは、雑巾で水拭き又は洗剤液を用いて拭く ・部屋の整理整頓をし、常に清潔に保つ
ガラス、出入口、扉等	<ul style="list-style-type: none"> ・各部所の出入口、扉の清掃 ・手の届く範囲のガラスは、付着した埃等は乾いた布で拭き、汚れのひどいときは洗剤液を用いて拭き上げる
台所	<ul style="list-style-type: none"> ・電気掃除機で除塵する。 ・茶殻を処理し、容器を洗浄し、流し台の清掃
トイレ、シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレトーパー、水石鹼を随時補充する ・床は常に清潔に保つ ・便器は雑巾、スポンジ、たわし等で洗剤液を使用して洗浄する ・ドア、取っ手の清掃（随時） ・シャワー室の清掃

	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面台の清掃 ・トイレの汚物を処理し、容器の水洗いをする 	
建物及び建物周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・随時巡回し、塵芥、落ち葉等を除去し、美観を保つ ・建物外回りの汚れ及び蜘蛛の巣を除去する ・植え込みは必要に応じて散水する 	
その他	ごみは分別し、収集日に間に合うように、指定場所に置いておく	
照明器具等の清掃	年1回	埃を払い、乾いた布で拭く 清掃時、照明が切れていた場合は新しいものと取り替える

3 留意事項

- (1) 本作業に使用する諸材料は全て品質良好なものを用い、かつ汚れの程度、材質等を考慮の上使用すること。
- (2) 本作業に使用する諸材料、資機材及び消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、ごみ処理用ポリ袋等）は指定管理者の負担とする。
- (3) 清掃は当施設に支障のないよう実施すること。特に建物利用者の迷惑とならぬよう混雑時を極力避けて行うこと。

4 作業報告

作業日報を作成し、いつでも提示できるようにしておくこと

弓道場芝刈り及び道場内庭木剪定業務仕様書

- 1 対象施設 野田市春風館道場
- 2 業務内容 弓道場の芝刈り(3回/年)及び庭木剪定・整枝(1回/年)を行い、報告書を作成する。(剪定枝の運搬処分を含む。)また、敷地内植栽については適宜草刈り清掃を行う。
- 3 業務箇所 弓道場及び道場内ヒバ他20本

消防設備保守点検業務仕様書

- 1 対象施設 野田市春風館道場
- 2 業務内容 消火器及び非常警報設備について点検を行い、報告書を作成する。
- 3 点検回数 下表のとおりとする。

設備の名称	点検する機器の名称	数量	点検回数
消火器	消火器外観点検（小型）	2本	2回（半年に1回）
	消火器機能点検（小型）	1本	2回（半年に1回）
非常警報設備点検	複合装置	1面	2回（半年に1回）
	常用電源	1台	2回（半年に1回）
	予備電源	1台	2回（半年に1回）

安土保守点検業務仕様書

- 1 対象施設 野田市春風館道場弓道場
- 2 業務内容 弓道場的場安土について保守点検を行い、報告書を作成する。
- 3 点検回数 2か月に1回（年6回）

絶縁抵抗測定点検業務仕様書

- 1 対象施設 野田市春風館道場
- 2 業務内容 漏電の恐れがある箇所について絶縁抵抗測定点検を行い、報告書を作成する。
- 3 点検回数 年 1 回

害虫防除仕様書

- 1 対象施設 野田市春風館道場
- 2 業務内容 春風館道場の指定場所の害虫防除を農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアルにより実施し、報告書を作成する。
- 3 その他 本業務に係る費用は、原則として指定管理者が負担する。

機械警備業務仕様書

- 1 対象施設 野田市春風館道場
- 2 業務の目的
 - (1) 火災、盗難及び損壊行為を拡大防止すること。
 - (2) 事故確認時において関係先へ通報、連絡すること。
 - (3) 警備実施事項について報告すること。
- 3 警備の仕様
 - (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
 - (2) 警備実施期間は毎日、警報装置警戒開始の信号を受けたときから警報装置警戒解除の信号を受けたときまでとする。
 - (3) 警報装置は、警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。なお、警備に必要な適合機器を配置すること。
 - (4) ガードセンターは警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持するものであること。
 - (5) 機動隊はガードセンターとの連絡を保持し、当施設の異常事態に備えるものであること。
- 4 異常状態発生における処置
 - (1) 警報受信装置により、当施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行させ、異常状態を確認するとともに事態の拡大防止にあたらせること。
 - (2) 当施設に到着した機動隊は、異常状態を確認し、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
- 5 その他留意事項
 - (1) 警備に必要な鍵類は、厳重に取扱い保管すること。
 - (2) 設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うこと。
なお、施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。